

み環評第48号

令和8年4月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

横浜市長 山中 竹春

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る  
環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見について (回答)

令和8年2月25日環第2416号により照会のありました標記について、別紙のとおり回答します。

担当 みどり環境局環境保全部環境影響評価課

電話：045-671-2495

電子メール：mk-eikyohyoka@city.yokohama.lg.jp

## 別紙

### 第1 対象事業の概要

#### 1 事業者の名称等

名 称：ENEOS Power 株式会社（以下「事業者」といいます。）

代表者：代表取締役社長 小野田 泰

所在地：東京都港区麻布台一丁目3番1号

#### 2 対象事業の名称及び種類

名 称：（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト（以下「本事業」といいます。）

種 類：発電所の設置又は変更の工事業（環境影響評価法に規定する第一種事業）

#### 3 対象事業実施区域

神奈川県川崎市川崎区扇町12番1号

ENEOS株式会社川崎事業所の敷地内

#### 4 事業の目的

2025年2月に第7次エネルギー基本計画が閣議決定され、火力電源は電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギーの出力変動等を補う調整力、システムの安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担うことが示されました。さらに、将来の電力需要増加が見込まれる中において、LNG火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、また、将来的な水素の活用やCCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage：二酸化炭素回収・利用・貯留）の導入などによる脱炭素化が可能なトランジションの手段として期待されています。

本事業は、このような背景のもと、将来の国内における電力需要増加を見据えた電力の安定供給に貢献することを目的とし、ENEOS株式会社川崎事業所の遊休地に、最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備を1基新設する計画としています。

#### 5 事業の内容

本事業で新設する発電設備の出力は約75万kWとしています。発電用燃料は天然ガスとし、近隣のLNG基地からパイプラインにより供給される計画です。天然ガスを使用する

ため、硫黄酸化物及びばいじんの発生はないとしていますが、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）が発生します。そのNO<sub>x</sub>排出抑制対策として、低NO<sub>x</sub>燃焼器の採用及び乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝装置を設置する計画です。

復水器の冷却水の冷却方式は、冷却塔による機械通風湿式冷却方式を採用し、復水器は淡水循環式としています。冷却塔は乾湿併用式の採用等により、白煙の発生頻度を抑えるとしています。発電設備からの排水は新設する排水処理設備により処理した後、ENEOS 株式会社川崎事業所の既設排水口から海域に排出する計画です。

現在、ENEOS 株式会社川崎事業所には使用されていないタンクや配管等が存在しますが、本事業は ENEOS 株式会社により更地化された土地を賃借して実施する計画としています。今後の工事計画によっては、海上輸送に必要な水深を確保するために浚渫を実施する可能性があるとして、浚渫工事の区域を対象事業実施区域に含めています。

最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式を採用し、発電設備の適切な運転管理、設備管理により高い発電効率を維持するとともに所内の電力・エネルギー使用量の節約等により、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量をより一層低減することに努めるとしています。さらに脱炭素化に向けて、将来的に水素等の導入を検討するとしています。

## 第2 地域の特性

本事業に係る対象事業実施区域は、東京湾内の埋立地である扇町地区にあり、用途地域は工業専用地域です。扇町地区は横浜市境に近い京浜工業地帯の一角に位置しており、対象事業実施区域の南側は京浜運河に面しています。さらに、その南側には扇島があり、首都高速湾岸線が概ね東西方向に横断する形で位置しています。

また、対象事業実施区域の周辺地域は、川崎天然ガス発電所、東日本旅客鉄道株式会社川崎火力発電所、J F E スチール株式会社扇島火力発電所、扇島パワーステーション、株式会社 J E R A 東扇島火力発電所など、複数の火力発電所が立地しています。

なお、横浜市内において、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、鶴見区、神奈川区、西区、中区及び港北区とされています。

## 第3 審査意見

環境影響評価の実施にあたっては、事業の内容及び地域の特性を考慮し、方法書に記載さ

れた事項に加え、次に示す事項に留意する必要があります。

## 1 事業計画

対象事業実施区域は埋立地に位置することから、液状化や護岸の側方流動、高潮や津波による浸水に関わる対策を準備書に記載する必要があります。特に、スロッシング現象等により液体の漏えいが起こると、周辺環境に影響を及ぼす可能性があることから、その対策についても準備書に記載する必要があります。

## 2 環境影響評価項目

### (1) 工事の実施

#### ア 土壌

対象事業実施区域の多くの部分が形質変更時要届出区域に指定されており、機器などの据付に必要な掘削工事を行うとしていることから、土壌を環境影響評価の項目として選定し、工事の実施による影響を予測、評価する必要があります。

#### イ 廃棄物等

対象事業実施区域が形質変更時要届出区域に指定されていることから、汚染がない土壌と汚染土壌の判別の仕方を示したうえで、残土量を予測する必要があります。

### (2) 土地又は工作物の存在及び供用

#### ア 全般

発電設備からの排水について、審議の過程で水温による影響範囲は限定的であると示されたことから、その内容を根拠となる資料とともに準備書に記載する必要があります。

#### イ 動物

周辺の緑地との関わりの観点から、動物相の状況の調査の一環として、対象事業実施区域周辺で行われている取組の情報も収集、整理したうえで、予測、評価する必要があります。